

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度熊本港湾・空港整備事務所マイクロ回線電話設備改修
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 代理 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所 副所長 永崎 明 熊本県熊本市川尻2丁目8番61号
契約締結日	令和7年9月26日
契約の相手方の氏名及び住所	富士通ネットワークソリューションズ株式会社 九州事業所 福岡県福岡市博多区東比恵1-5-13
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	3,245,000円
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	3,245,000円
随意契約によることとした理由	<p>港湾空港関係事務所のマイクロ回線については、現在、最寄りの河川、道路関係事務所を経由して接続されているところである。</p> <p>今般、熊本港湾・空港整備事務所でマイクロ回線として使用しているNTTのアナログ回線（一般専用サービス）が2029年3月31日でサービス提供終了に伴い、新たに光回線（IP-VPNサービス）に変更する必要があるため、既設アナログ回線用電話設備を光回線に対応したIP設備へと改修を行う。</p> <p>河川・道路関係事務所におけるマイクロ回線の電話交換設備の更新は先行して富士通株式会社が受注しており、交換設備の設置・調整作業は富士通株式会社のグループ会社である富士通ネットワークソリューションズ株式会社が行うこととなっている。</p> <p>港湾空港関係事務所における電話設備の改修にあたっては、河川・道路関係事務所に設置される富士通製電話交換設備との接続調整が必要となり、電話交換設備への各種データ入力、総合試験調整等諸作業を確実に実施するためには、当該機器に対する専門的な知識が不可欠であり、設備の設置業者でなければ実施できない。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項に基づき、富士通ネットワークソリューションズ株式会社と随意契約するものである。</p>
備考	